

環政第77号
平成20年4月16日

株式会社 門前クリーンパーク
代表取締役社長 三本 守 様

石川県知事 谷本正憲

(仮称)門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境保全の見地からの意見について

平成19年12月21日に意見の概要送付書の送付のあった標記環境影響評価方法書
について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第207
条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

環境影響要因の抽出、環境影響評価項目の選定及び調査・予測・評価の方法については、
石川県環境影響評価技術指針との整合を図るほか、別紙の点に留意し、環境影響評
価を行うこと。

事務担当
環境部環境政策課
規制指導グループ
電話 076-225-1463

第1 事業計画と環境保全措置に関する事項

1 一般廃棄物の受入を予定していることから、一般廃棄物処分場としての事業特性を明らかにしたうえで、必要な項目を環境影響要因に追加し、また、受入を計画している産業廃棄物の種類及び割合に応じて環境影響評価を行なうこと。

2 遮水シートについては、素材、強度、耐久性、施工方法及び検査方法等を具体的に準備書に記載すること。

また、遮水シートが破損した場合における浸出水の漏出検知の方策(検知能力、耐久性等)及び漏出時の対策について、具体的に準備書に記載すること。

3 事業の開始から施設の廃止までの間において、十分な施設管理が必要であることから、廃棄物の受入基準の設定や記録方法等を具体的な計画として、準備書に記載すること。

4 降雨時においても、安定した処理が担保できるよう浸出水処理施設の流量調整の方法を検討し、その検討結果のほか、計画を超えるような降雨時における対応等を準備書に記載すること。

5 深谷川は環境基準が定められていないが、浸出水処理施設の水質目標は、水利用及び生態系への予測・評価結果と実行可能なより良い技術の取り入れについて、十分検討したうえで設定すること。

なお、現状でもBOD及びSSについては、排水基準より厳しい値とするとともに、海域が近いことから窒素及びCODを水質目標に追加することが望ましい。

これらについては、準備書作成までに検討し、具体的な計画として準備書に記載すること。

6 事業計画については、処分場及び各設備に関する設計図を添付する等により、具体的でわかりやすく準備書に記載すること。

7 海域への影響を監視するためのCOD、また、水生生物への影響を監視するための全亜鉛を環境監視設備に追加することが望ましい。

8 環境影響評価に係る事後調査と、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査や維持管理基準に基づくモニタリング、廃止の判定に関する調査との関係について、それぞれの調査内容を区分して、わかりやすく整理すること。

なお、水生生物については、影響を十分把握できるよう事後調査における調査期間や調査内容を準備書作成までに検討しておくこと。

第2 総括的事項

以下の点に留意して、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。

- 1 今後、現地調査や既存資料の収集と解析の結果、環境影響評価項目の追加等を行う場合は、必要に応じて専門家等の助言を受け、項目を選定すること。
- 2 環境影響評価項目ごとに、文献の活用や簡易的な予測計算により、影響がおよぶと予想される地域の範囲を具体的に把握するとともに、技術指針に定める当該地域に係る文献等の追加収集を行なうこと。
- 3 一部供用段階での予測・評価を行う際には、供用に並行して工事が行われることから、供用と工事に伴う複合的な環境影響について予測・評価を行うこと。
- 4 予測にあたっては、予測に用いた具体的な拡散式の名称と前提条件を準備書に記載するとともに、予測の不確実性の程度を把握しておくこと。
特に、情報が十分得られていない深谷川への影響については、流量等の実測を行い、適切な前提条件を把握したうえで予測すること。
- 5 評価については、環境保全を目的とした様々な施策等との整合性を確認し、事業者としての見解を準備書に記載すること。
なお、環境保全措置については、工作物の構造・配置の在り方、環境保全設備・工事の方法等に関する複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、措置の妥当性を検証すること。また、措置の妥当性についての検証が客観的に実施できるよう措置の内容や検討経緯を準備書に記載すること。
- 6 準備書の作成にあたっては、次のことに注意すること。
 - (1) 準備書については、資料を含めると膨大なものになることから、作成にあたっては、できる限り読みやすい構成にするとともに、重要な項目の説明については、図解を用いる等により理解しやすい内容となるよう工夫すること。
 - (2) 使用する用語の定義付けを明確に記載する等、的確な記述に努めること。
また、引用したデータや文献等については、その出典や根拠を記述すること。
 - (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するための前提となる工事の内容や供用時の事業特性と環境影響評価の項目の選定根拠を分かりやすく示すこと。
 - (4) 対象事業実施区域の範囲を示す位置図については、正確な地図を作製すること。

第3 個別事項

- 1 大気汚染
 - (1) 残土の仮置場や覆土用土砂の堆積場については、粉じん発生施設として扱い、環境影響要因を抽出し、粉じんに関する調査・予測・評価を行うこと。
 - (2) 地上気象の測定項目については、風向、風速等とすること。
 - (3) 調査地域については、対象事業の実施により大気質が一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例又は簡易な拡散式による試算等により、その範囲を推定してから設定すること。

- (4) 沿道に関する調査地点の選定にあたっては、周辺の沿道を代表する地点とすること。

また、環境大気質及び自動車沿道の大気質の調査地点については、予測・評価への利用や事業開始後に実施する事後調査との関係を併せて検討すること。

- (5) 調査結果は、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理すること。

- (6) 原則として環境基準の評価方法に準じて、予測を行うこと。

また、具体的な工事計画、搬入計画、運行計画等に基づき調査、予測及び評価を行うとともに、予測にあたっては、交通量、法定速度及び車種等は沿道環境の保全の観点から想定される妥当な値を用いること。

- (7) 予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、大気汚染物質に係る負荷量自体（負荷量の発生段階）の削減措置、大気環境へ排出される際（排出段階）の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

2 騒音・振動

- (1) 浸出水処理施設の稼動を環境影響評価項目に追加すること。

- (2) 自動車交通騒音・振動に関する調査地点の選定にあたっては、周辺の民家への影響が最も大きいと考えられる沿道の地点とすること。

また、環境騒音・振動及び自動車交通騒音・振動の調査地点については、予測・評価への利用や事業着手後に実施する事後調査との関係を併せて検討したうえで、選定すること。

- (3) 予測にあたっては、具体的な工事計画、搬入計画、運行計画等に基づき行うこと。

なお、自動車交通騒音・振動の予測にあたっては、交通量、法定速度及び車種等は沿道環境の保全の観点から想定される妥当な値を用いること。

- (4) 浸出水処理施設の騒音・振動の予測にあたっては、適切な予測手法で実施すること。

- (5) 自動車交通騒音に関する予測及び評価にあつては、道路に面する地域の騒音に係る環境基準によること。

- (6) 事業実施区域等では騒音環境基準の類型や騒音規制法等にもとづく指定がなされていない地域であるが、地域の実情に応じて適切な評価基準をもって評価すること。

また、準備書の記載にあたっては、環境保全措置と併せて評価の手法を具体的に記載すること。

3 悪臭

- (1) 調査地域は、事後調査においても影響が把握できるよう敷地境界等固有の影響を受けない地点を追加すること。

- (2) 調査期間については、年間を通じた悪臭物質濃度の変化を把握できるよう配慮すること。
- (3) 予測にあたっては、当該事業に適した類似事例を用いて予測することとし、類似事例の選定理由を併せて準備書に記載すること。
- (4) 悪臭防止法にもとづく指定がなされていない地域であるが、地域の実情に応じて適切な評価基準をもって評価すること。
また、準備書の記載にあたっては、環境保全措置と併せて評価の手法を具体的に記載すること。

4 水質汚濁

- (1) 遮水シートの破損等による漏洩や廃棄物の飛散等により地下水を汚染する可能性があることから、これらのこととを環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 基礎地盤の改良に地盤改良剤を使用する場合は、地盤改良剤の使用を環境影響評価項目に追加すること。
- (3) 調査項目の区分が複雑に表現されていることから、準備書の記載にあたっては、河川(水質、底質、河川流量、土質の状況)、地下水(水質)、海域(水質、底質)と対象別に分類すること。
- (4) 河川(水質)の調査項目については、環境基準が設定されているダイオキシン類を追加すること。また、同様な処分場での事例を参考に、調査項目に要監視項目等の追加を検討すること。
- (5) 河川(底質)、地下水(水質)、海域(水質、底質)の調査項目については、一般項目5項目、健康項目26項目、ダイオキシン類とすること。また、同様な処分場での事例を参考に、調査項目に要監視項目等の追加を検討すること。
なお、海域(水質)については、関野鼻の温帶性石灰岩への影響を評価するため、塩分濃度を追加すること。
- (6) 対象事業実施区域の湧水の状況を調査すること。
- (7) 調査回数を1回としている調査項目については、調査回数を代表性があり適切に予測・評価が行える回数に追加すること。
また、地下水については、水質の変動を適切に把握できるよう4季を通じて調査すること。
- (8) 河川の調査地点については、対象事業実施区域の上流を追加すること。
また、地下水の調査地点については、地下水の流向等を勘案し、できる限り複数点を選定すること。
- (9) 調査結果については、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について統計的処理を行うことにより整理すること。
- (10) 海域における水の濁りについては、予測項目に追加するとともに、琴ヶ浜を含む範囲で予測を行なうこと。
- (11) 水の汚れについては、具体的な項目を準備書に示すこと。

- (12) 予測時期は、水の汚れが施設利用の最大時期であり、また、水の濁りが工事施工の最盛期であることから、工事計画、事業計画にもとづき、それぞれの影響が最大となる時期とすること。
- (13) 評価にあたっては、予測結果と環境保全目標との対比を行い、水質汚濁物質に係る負荷量自体（負荷量の発生段階）の削減措置、水域へ排出される際（排出段階）の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

5 地形地質

- (1) 関野鼻の温帯性石灰岩等の特異な地形・地質及び自然現象の分布状況を環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 土砂災害の発生の可能性がある地域であることから、土質の性状、土地の安定性等について、環境影響評価項目とすること。
- (3) 調査、予測の手法については、環境影響評価技術指針を参考とすること。
- (4) 評価にあたっては、地形・地質に関する保全対象ごとに、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すこと。

6 土壤汚染

- (1) 遮水シートの破損等による漏洩、廃棄物の飛散及び浸出水調整池から漏洩等により土壤を汚染する可能性があることから、これらのこととを環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 基礎地盤の改良に地盤改良剤を使用する場合は、地盤改良剤の使用を環境影響評価項目に追加すること。
- (3) 土壤の汚染の状況のほか、土地利用の履歴（土地利用及び事業活動の履歴（鉱山跡地等））や土地利用の状況（現況及び将来における土地利用の状況）を調査項目に追加するとともに、その根拠を準備書に示すこと。
- (4) 環境基準が設定されているダイオキシン類を調査項目に追加すること。
- (5) 調査地域は、対象事業の実施により土壤における対象物質の濃度が、一定程度以上変化すると予想される区域とすること。
- (6) 予測項目は、対象事業の実施により土壤に影響を及ぼすと予想される土壤中の有害物質の濃度とすること。
- (7) 予測時点は、対象事業に係る工事が完了した時点及び施設の利用が通常の状態に達した時点とすること。
- (8) 予測地域は、対象事業実施区域のほか、土砂の移動等で影響が予測される地域とすること。
- (9) 予測方法は、対象事業の内容、土地利用の履歴、土壤の特性等を考慮し、類似事例を参照する方法とすること。

(10) 評価にあたっては、予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業の実施による土壤汚染物質の周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

7 水利用

- (1) 深谷川の水質の環境影響評価の結果を踏まえて、海域における水利用を環境影響評価項目とすることについて検討を行うこと。
- (2) 調査、予測の手法については、環境影響評価技術指針を参考とすること。
- (3) 評価にあたっては、当該事業の実施による水利用の周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

8 樹林地

- (1) 調査項目は、樹林地とその生育環境との関連性の解析に必要なものを選定すること。
- (2) 調査方法のうち樹林地が地域の環境保全に果たしている機能については、専門家の意見又は聞き取り等により調査すること。
- (3) 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の樹林地の分布及び特性を把握できる範囲並びに生態系調査の一環として動植物の生育基盤となる樹林の植生を把握できる範囲とすること。
- (4) 調査結果は、樹種リストの作成、樹林地の分布状況の図示等により示すこと。
- (5) 予測項目は、樹林地の改変の程度と内容、地域の自然的特性に与える変化の程度、樹林地が果たしている環境保全機能の変化の程度及び林業等地域の社会的情況への影響の程度とすること。
- (6) 予測方法は、対象事業の内容及び樹林地の消滅及び改変の程度を把握したうえで、既存の類似事例の参照又は専門家の意見を参考にする方法とすること。
- (7) 評価にあたっては、環境保全措置を勘案し、事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

9 雨水排水

- (1) 対象事業の実施に伴う土地の改変による影響がある地域全体における雨水排水を環境影響評価項目とすること。
- (2) 調査、予測の手法については、環境影響評価技術指針を参考とすること。
- (3) 評価にあたっては、環境保全措置を勘案し、事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにすることにより、当該事業による影響の程度をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

10 植 物

- (1) 植被率の調査方法は、直近の資料の整理・解析又は現地調査とすること。
- (2) 生育環境の調査方法は、植生図、地形分類図、表層地質図、土地利用現況図、土壤図、航空写真等、既存資料の整理・解析又は現地調査とすること。
- (3) 貴重な種を抽出するために用いる文献については、最新のものを使用すること。
- (4) 現地調査にあたっては、地域の自然環境を踏まえた適切な予測、評価が実施できるよう、専門家の助言を得て、十分な調査地点を確保すること。
- (5) 調査地域は、専門家の助言を得て、対象事業実施区域及びその周辺の樹林地の分布及び特性を把握できる範囲並びに生態系調査の一環として動植物の生育基盤となる樹林の植生を把握できる範囲とすること。
- (6) 調査結果は、専門家の助言を得て、重要な植物の群落、種及び個体の分布状況の図示、生育種リストの作成等により示すこと。
- (7) 予測方法は、対象事業の内容及び植物の状況等を考慮して、類似事例の参照又は専門家の意見を参考にする方法とすること。
- (8) 評価にあたっては、植物に関する保全対象ごとに、専門家の助言を得て、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すこと。

11 動 物

- (1) 排水溝や照明灯の存在・使用を環境影響要因としていることから、これらによる影響を環境影響評価の対象とすること。
- (2) 調査対象種として、クモ類、土壤動物、プランクトン及び付着生物（海洋性を含む）を追加すること。
- (3) 調査項目は、次のとおりとすること。
 - ア 脊椎動物及び昆虫類については、種類、生息数、生息密度及び繁殖状況（鳥類については、渡り鳥を含んだ季節的消長）とし、重要な種にあっては、重要性の内容・程度、生息環境、食性、行動様式、対象地域及び県内・国内における生息状況とすること。
 - イ 昆虫を除く無脊椎動物については、種類、生息数、生息密度及び繁殖状況とし、重要種については、種類、生息環境、食性、行動様式とすること。
 - ウ プランクトン及び付着生物については、種の組成、現存量、分布状況並びにプランクトンの出現時期とすること。
- (4) 貴重な種を抽出するために用いる文献については、最新のものを使用すること。
- (5) 淡水魚類と底生生物の調査地点は、深谷川の上流から下流とすること。
なお、現地調査にあたっては、地域の自然環境を踏まえた予測、評価が実施できるよう、専門家の助言を得て、適切なサンプリング方法で十分な調査地点を確保して調査すること。

- (6) 調査にあたっては、動物の種類に応じて生息状況を把握するのに適した時期や季節変動（営巣等を含む）があることから、専門家の助言を得て、動物の種類ごとに調査地点や調査経路、1カ月を単位とした調査時期、時間帯を選定した調査計画を作成してから、調査を実施すること。
- (7) 調査結果は、専門家の助言を得て、生息種リストの作成、重要な種等の分布状況の図示等により示すこと。
- (8) 予測にあたっては、重要な動物種の生息地の消失の有無のほか、専門家の助言を得て、動物の種類数及び種類相への影響、生息環境の変化、重要種の生息に関する影響について予測すること。
- (9) 評価にあたっては、動物に関する保全対象ごとに、専門家の助言を得て、当該事業（工事中を含む）が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すこと。

また、評価にあたっては、対象事業実施区域の全域が鳥獣保護区であることについても、十分留意すること。

1 2 生態系

- (1) 調査項目は、次のとおりとし、専門家の助言を得て選定すること。
 - ア 動植物その他の自然環境に係る概況
 - イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との相互関係又は生息・生育環境の状況
 - ウ 植栽する植物種が生態系に与える影響
- (2) 調査にあたっては、生物種により活動する季節や時間等が多様であることから、専門家の助言を得て、予測・評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点、経路、時期及び時間帯を選定すること。
- (3) 予測にあたっては、対象事業の実施による直接的・間接的影響及び短期的・長期的影響について、専門家の助言を得て、一体としてとらえられる自然環境の特性に及ぼす影響や注目種等への影響の程度を把握することにより、対象とする自然環境が受けける影響を予測すること。
- (4) 予測時点は、植栽を行なう時期及び場所並びに植栽した植物の生育状況等を連付け、専門家の助言を得て、適切な時期とすること。
- (5) 評価にあたっては、専門家の助言を得て、一体としてとらえられる自然環境の特性や地域を特徴づける自然環境に関して、当該事業が及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し、又は、代償措置を講ずるのかを明らかにし、環境保全目標に対する事業者の見解を評価結果として示すことにより行うこと。

1 3 景観

- (1) 対象事業実施区域周辺の海岸域は、能登半島国定公園であることから、海岸域及び沖合からの景観を環境影響評価項目に追加すること。

- また、文化財、野外レクリエーション地に関する調査結果を踏まえ、景観に影響があると予測される地点についても、環境影響評価の対象とすること。
- (2) 調査・予測にあたっては、稜線のほか、緑地、河川、建造物、指定文化財等の主要な景観構成要素を把握し、これらに留意して行うこと。
また、景観に関する法及び県の条例等についても、調査すること。
- (3) 調査時期については、野外レクリエーション地（高爪山及び周辺の山林、能登半島国定公園等）の存在を踏まえ、原則として四季を通しての景観の変化を把握すること。
- (4) 予測時期は、対象事業が長期間で、かつ、工事、活動、存在が3期にわたり、また、緑化が計画されていることから、活動が通常の状態のほか景観に変化が生じる時期とすること。
- (5) 評価にあたっては、存在状況に関する調査の結果を勘案し、景観上の保全対象を選定し、それについて当該事業による直接的な変化の程度、眺望点からの眺めの変化の程度等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

1.4 野外レクリエーション地

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、高爪山や周辺の山林、また海水浴場が分布するなど人と自然との触れ合い活動の場が存在することから、環境影響評価の項目として選定すること。
- (2) 調査、予測の手法については、環境影響評価技術指針を参考とすること。
- (3) 評価にあたっては、当該事業に伴って生じる利便性、快適性（静穏さ、水辺の水質等）、アクセスルートの変化等を示すとともに、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを示すこと。

1.5 文化財

- (1) 高爪山の周辺地域には、周知の遺跡のほか高爪信仰に関する遺跡や周知されていない遺跡が存在している可能性が非常に高い地域であることから、十分な調査を実施すること。
- (2) 調査項目は、既知の埋蔵文化財のほか埋蔵文化財包蔵地、有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群とすること。
- (3) 予測項目は、文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷の程度、文化財の周辺環境の改変の程度、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とすること。
- (4) 評価にあたっては、予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すこと。

1 6 廃棄物等

- (1) 対象事業の実施のために除去する既存住宅や工作物、工事中に発生する産業廃棄物、存在及び活動中に浸出水処理施設・防災調整池から発生する汚泥等の廃棄物を環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 対象事業の実施に伴う廃棄物等の種類及び発生量並びに廃棄物を処分するための周辺の処理施設に関する調査を行い、得られた結果は、図示等により整理すること。
- (3) 廃棄物の発生量及び廃棄物の処理・処分に伴う地域の廃棄物処理に及ぼす影響並びに廃棄物等の処理に伴う周辺環境への影響を予測すること。
- (4) 予測方法は、廃棄物等の発生量、処理・処分方法を考慮して、類似事例の参照又は理論的解析による方法とすること。
なお、周辺環境への影響については、他の項目の予測方法によること。
- (5) 廃棄物の種類ごとに発生量、再使用量、再生利用量、中間処理量、減量化量及び最終処分量を定量的に予測評価し、算定根拠も含め、準備書に記載すること。

1 7 温室効果ガス

- (1) 車両や機械から排出される二酸化炭素については、対象事業が長期間におよぶことから、これらから発生する温室効果ガスを環境影響評価項目として選定すること。
- (2) 予測方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令による手法、または、技術的に確立された予測手法とすること。
- (3) 予測時期については、温室効果ガスが廃棄物の分解により発生することから、活動（埋立）期間中を追加すること。
- (4) 評価にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に係る技術の進展状況等を勘案し、事業者として排出抑制の実効性等について明らかにすることにより、温室効果ガスの排出量をどのように低減するかについて事業者の見解を評価の結果として示すこと。